

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="237 248 994 325">非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款</p> <p data-bbox="125 387 392 416">第1条（約款の趣旨）</p> <p data-bbox="152 432 1106 874">この約款は、お客様（第2条<u>第7項</u>に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、<u>非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約</u>（法第37条の14第5項第2号、<u>第4号および第6号</u>に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第37条の14第5項第2号、<u>第4号および第6号</u>に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。</p> <p data-bbox="129 890 1106 1058">2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項<u>第6号</u>に規定する「<u>特定非課税累積投資契約</u>」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。</p> <p data-bbox="129 1074 656 1102">3 (省略)</p> <p data-bbox="125 1165 642 1193">第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p data-bbox="152 1209 1106 1422">お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。</p>	<p data-bbox="1240 248 1975 277">非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款</p> <p data-bbox="1133 387 1400 416">第1条（約款の趣旨）</p> <p data-bbox="1160 432 2114 826">この約款は、お客様（第2条<u>第11項</u>に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約<u>および</u>非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号<u>および</u>第4号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第37条の14第5項第2号<u>および</u>第4号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。</p> <p data-bbox="1137 890 2114 1058">2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項<u>第4号</u>に規定する「<u>非課税累積投資契約</u>」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。</p> <p data-bbox="1137 1074 1664 1102">3 (同左)</p> <p data-bbox="1133 1165 1650 1193">第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p data-bbox="1160 1209 2114 1422">お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（<u>非課税適用確認書</u>、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。</p>

新	旧
<p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に<u>特定累積投資勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振込口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後</u>の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）<u>ならびに特定非課税管理勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後</u>の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。</p> <p>2の2 前項のお客様がすでに当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。</p> <p>3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するもの</p>	<p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に<u>非課税管理勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振込口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）<u>または累積投資勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。</p> <p>2の2 前項のお客様がすでに当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>非課税管理勘定または累積投資勘定のみ</u>を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。</p> <p>3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するもの</p>

新	旧
<p>とします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p>	<p>とします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>5 第 1 項の非課税口座開設届出書が<u>提出され</u>、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。</p>	<p>5 第 1 項の非課税口座開設届出書が<u>、提出され</u>、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (同左)</p>
<p>7 <u>(削除)</u></p> <p><u>非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者のお客様に限りです。</u></p>	<p>7 <u>すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が新たに非課税管理勘定または累積投資勘定（第 2 項に定めるものをいいます。）を設定しようとする場合には、当組合の定める一定の書類を提出するものとします。</u></p>
<p>8 当組合に<u>すでに</u>非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。<u>(削除)</u></p>	<p>8 当組合に<u>既に</u>非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。<u>ただし、当組合に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021 年 4 月 1 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日前に当組合に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021 年 12 月 31 日までに「非課税口座開設届出書」を当組合に提出される場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）を当組合に提出することはできません。</p>	<p>9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書（<u>非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。</u>）を当組合に提出することはできません。</p>
<p>10 (省略)</p>	<p>10 (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1</u></p>
<p><u>11</u> (省略)</p>	<p><u>月 1 日において満 18 歳以上である居住者のお客様に限りです。</u></p>
<p><u>11</u> (省略)</p>	<p><u>12</u> (同左)</p>

新	旧
<p>第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い）</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設の時から一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）<u>ただし、この場合でもつみたて投資枠における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</u></p>	<p>第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い）</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設の時から一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）<u>（追加）</u></p>
<p>第3条（<u>特定累積投資勘定</u>の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための<u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において</u>設けられます。</p> <p>2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の<u>特定累積投資勘定</u>を設けようとする場合には、当該年分の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付され</p>	<p>第3条（<u>非課税管理勘定</u>の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための<u>非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間内の各年においてのみ</u>設けられます。</p> <p>2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の<u>非課税管理勘定</u>を設けようとする場合には、当該年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもの</p>

新	旧
<p>たもので、廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く。）</u>が、<u>新たに特定累積投資勘定を</u>当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。<u>（削除）</u></p> <p>4 <u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、</u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への<u>特定累積投資勘定</u>の設定ができる旨等の提供があつた日（<u>特定累積投資勘定</u>を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第3条の2（<u>特定非課税管理勘定</u>の設定）</p> <p><u>非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資勘定と同時に</u>設けられます。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>で、廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も</u>当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。<u>ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 <u>非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、</u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への<u>非課税管理勘定</u>の設定ができる旨等の提供があつた日（<u>非課税管理勘定</u>を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第3条の2（<u>累積投資勘定</u>の設定）</p> <p><u>お客様が</u>特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかか</u>る<u>勘定設定期間内の各年においてのみ</u>設けられます。</p> <p><u>2 前条第2項の規定は、当組合に非課税口座を開設しているお客様で、そ</u></p>

新	旧
	<p><u>の年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。</u></p> <p><u>4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内に各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。</u></p>
<p>第4条（非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、<u>特定累積投資勘定</u>および<u>特定非課税管理勘定</u>における処理）</p> <p>1～2 (省略)</p> <p><u>3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>	<p>第4条（非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定における処理）</p> <p>1～2 (同左) <u>(追加)</u></p>
<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>の廃止）</p> <p>お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定</u>および<u>特定非課税管理勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該<u>特定累積投資勘定</u>および<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9</p>	<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>の廃止）</p> <p>お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間</p>

新	旧
<p>月 30 日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 <u>第 13 項</u>に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が当組合にすでに設けられているときは、当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限りません。）においては、第 3 条第 1 項または第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>は設けられません。ただし、第 3 条第 2 項の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が当組合にすでに設けられているときは、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限りません。）においては、第 3 条第 1 項または第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第 3 条第 2 項<u>および第 3 条の 2 第 2 項</u>の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>4 (同左)</p>
<p>第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出）</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 第 1 項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられているとき、または 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非</p>	<p>第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出）</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 第 1 項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられているときは、または 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知</p>

新	旧
<p>課税口座廃止通知書を交付します。</p> <p>第7条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>特定累積投資勘定</u>には、<u>お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等）に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>書を交付します。</p> <p>第7条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>非課税管理勘定</u>には、<u>次の各号に定める株式投資信託（当該非課税口座が開設されている当組合の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第12条第2項において同じ。）の合計額が120万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1</u></p>

新	旧
<p>② 当該<u>特定累積投資勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>特定累積投資勘定</u>への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2 <u>前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</u></p> <p>3 <u>お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p>第7条の2（<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>特定非課税管理勘定</u>には、<u>次の各号に定める株式投資信託のみ</u>を受け入れます。</p>	<p><u>月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管される株式投資信託</u></p> <p>③ 当該<u>非課税管理勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>非課税管理勘定</u>への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p>第7条の2（<u>累積投資勘定</u>に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>累積投資勘定</u>には、<u>お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信</u></p>

新	旧
<p>① <u>第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま</u> <u>す。）により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に</u> <u>受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入</u> <u>した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額</u> <u>が240万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課税</u> <u>管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することと</u> <u>なるときを除きます。</u></p> <p><u>イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定</u> <u>に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいま</u> <u>す。）の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p><u>ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資</u> <u>勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した特定累積投資上</u> <u>場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合</u> <u>計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p><u>託にかかる委託者指図型投資信託契約約款において施行令第25条の13第15</u> <u>項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要</u> <u>件を満たすもの（以下「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非</u> <u>課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非</u> <u>課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資</u> <u>信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>第3条の2第2項に基づき累積投資規定が設けられた日から同日の属</u> <u>する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額</u> <u>（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の</u> <u>合計額が40万円（②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該</u> <u>累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22</u> <u>項で定める金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1</u> <u>号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設け</u> <u>た口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分</u> <u>特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過</u> <u>した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管される上場株式等</u></p>

新	旧
<p>② 当該<u>特定非課税管理勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>特定非課税管理勘定</u>への<u>受入れ</u>を、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの</p> <p>2 <u>特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることはできません。</u></p> <p>① <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>② <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>③ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>イ <u>信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること</u></p> <p>ロ <u>収益の分配は、1ヶ月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</u></p>	<p>③ 当該<u>累積投資勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>累積投資勘定</u>への<u>受け入れ</u>を、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの</p> <p>2 <u>前項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、並びに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第 8 条（譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。</p> <p>第 9 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） (省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、<u>当該規定に定める日</u>に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 <u>第 1 項</u>の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①～② (省略)</p>	<p><u>3 お客様が当組合において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p>第 8 条（譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。</p> <p>第 9 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） (同左)</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第 5 条第 2 項もしくは第 6 条第 2 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項</u>の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 <u>前二項</u>の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①～② (同左)</p>

新	旧
<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （省略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されま す。</p> <p>3 <u>第1項</u>の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号 に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとしま す。</p> <p>①～② （省略）</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （同左）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条第2項もしくは第6条第2項または施 行令第25条の13の2第3項</u>の規定により累積投資勘定が廃止された場合 は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>3 <u>前二項</u>の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号 に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとしま す。</p> <p>①～② （同左）</p>
<p><u>第9条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）</u></p> <p><u>この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第 6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定 に定める日に終了します。</u></p> <p><u>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各 号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとしま す。</u></p> <p><u>① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規 定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における「農林中金<パート ナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、上記によらず、一般口 座への移管となります。</u></p> <p><u>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>
<p><u>第9条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>

新	旧
<p><u>この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。</u></p> <p><u>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p> <p>第10条（累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過するまでの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提</p>	<p>第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過するまでの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p>

新	旧
<p>出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当組合がお客様から<u>住民票の写しその他</u>租税特別措置法施行規則第 18 条の <u>15 の 3 第 6 項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の<u>同条 第 7 項</u>に規定する<u>署名用電子証明書等</u>の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または<u>署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (省略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>① 当組合がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の <u>12 第 4 項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の<u>施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号</u>に規定する<u>特定署名用電子証明書等</u>の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または<u>特定署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (同左)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる<u>累積投資勘定</u>に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>第 10 条の 2（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>お客様が当組合に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当組合に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p><u>2 お客様が当組合に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当組合が別に定める期限までに、当組合に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります（ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場</u></p>

新	旧
<p>第 11 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><u>4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第 1 項および第 2 項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第 1 項および第 2 項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。</p>	<p><u>合には、当組合は当該非課税口座異動届出書を受理することができません。</u></p> <p>第 11 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）</p> <p>1～3 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4 非課税管理勘定および累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。</u></p>
<p>第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し出）</p> <p>お客様が<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、<u>第 7 条の 2 第 1 項第 1 号</u>の定めに基づき取得した株式投資信託を当該<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、<u>また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第 7 条第 1 項第 1 号の定めに基づき特定累積投資勘</u></p>	<p>第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し出）</p> <p>お客様が<u>非課税管理勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、<u>第 7 条第 1 号</u>の定めに基づき取得した株式投資信託を当該<u>非課税管理勘定</u>に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、<u>非課税累積投資契約</u>に基づき、</p>

新	旧
<p><u>定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、</u>当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、<u>特定非課税累積投資契約</u>に基づき、株式投資信託を<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、<u>特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約</u>においては、当該各年の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、<u>120万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>2 前項の規定により、当該<u>特定非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が<u>240万円</u>を超える場合には、当該<u>240万円</u>を超える部分の株式投資信託について、<u>特定口座または一般口座に受け入れます。</u></p> <p><u>また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」（以下本条において「当該ファンド」といいます。）を除く。）</u>において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の<u>特定累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超える場合は、当該<u>120万円</u>を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。</p> <p><u>3 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。</u></p> <p><u>4</u> お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。</p> <p><u>また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、特定累積投資勘定に保有する当該ファンドの取引か、特定非課</u></p>	<p>株式投資信託を<u>累積投資勘定</u>に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、<u>非課税累積投資契約</u>においては、当該各年の<u>累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、<u>40万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>2 前項の規定により、当該<u>非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超える場合には、当該<u>120万円</u>を超える部分の株式投資信託について、<u>非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合</u>において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の<u>累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が<u>40万円</u>を超える場合は、当該<u>40万円</u>を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>税管理勘定に保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。</u></p> <p>なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に受け入れられている場合、<u>または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定</u>に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡<u>することとします。</u></p> <p>第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）</p> <p>お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされま す。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 34 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p><u>「非課税口座開設届出書」</u>の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異</p>	<p>なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合または複数の<u>累積投資勘定</u>に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡<u>します。</u></p> <p>第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）</p> <p>お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第 7 条第 1 号口および第 2 号に規定する移管にかかるもの、第 7 条第 3 号または第 7 条の 2 第 1 項第 2 号によるものおよび</u>特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされま す。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 31 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p><u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書</u>の提出後に、当組合に届出した</p>

新	旧
<p>動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「<u>個人番号カード</u>」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。</p>	<p>氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。</p>
<p>2～3 (省略)</p>	<p>2～3 (同左)</p>
<p>4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出<u>するものとします。</u></p>	<p>4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出<u>していただきます。</u></p>
<p>第 16 条（契約の解除）</p>	<p>第 16 条（契約の解除）</p>
<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p>	<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p>
<p>① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p>	<p>① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日<u>。</u></p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p>	<p>③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日<u>。</u></p>
<p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p>	<p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日<u>。</u></p>
<p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>	<p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日<u>。</u></p>
<p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p>	<p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日<u>。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>⑦ お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日において当組合に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、</u></p>

新	旧
<p>第17条（免責事項）</p> <p>（省略）</p> <p>以上</p> <p><u>（2024年1月1日現在）</u></p>	<p><u>2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022年1月1日。</u></p> <p>第17条（免責事項）</p> <p>（同左）</p> <p>以上</p> <p><u>（2023年10月16日現在）</u></p>